

石川県ドクターヘリ運航業務委託仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、石川県（以下「甲」という。）が石川県立中央病院を基地病院（以下「基地病院」という。）として行う救急医療に必要な専用機器及び医薬品を装備した専用のヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）の運航業務を委託事業者（以下「乙」という。）に委託するにあたり必要な事項を定める。
- 2 甲は、ドクターヘリを用いて、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき、医師及び看護師を同乗させて救急現場等に向かい、患者に救命医療を施しつつ当該場所から石川県立中央病院又はその他の医療機関等へ搬送する業務（以下「本業務」という。）を乙に委託するものとする。
- 3 乙は、本業務にあたって本仕様書の規定及び次の法令等を遵守するとともに、甲又は基地病院の指示に基づき、誠意をもって本業務を安定的に遂行するものとする。
 - (1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他の関係法令及び救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省医発第 692 号：昭和 52 年 7 月 6 日制定）
 - (2) 「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針」（平成 13 年 9 月 6 日指第 44 号厚生労働省医政局指導課長通知）
- 4 乙は、「運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」（令和 3 年 11 月 18 日：（社）全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会）を参考に、本業務の遂行に努める。
- 5 乙は、石川県全域の地理的特性を踏まえ、石川県消防防災ヘリコプター等との連携の必要性や重要性を認識し、本業務を遂行するものとする。

第2 運航会社の要件

- 1 乙は、厚生労働省が所管する平成 13 年 4 月 1 日から開始されたドクターヘリ導入促進事業において、過去 5 年間、日本国内のいずれかの場所で運航を受託しており、かつ過去 3 年間、乙の運航するドクターヘリ事業において乙の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡に至る重大な事故を発生させていないこと。
- 2 乙の本業務に係る操縦士・整備士及び運航管理担当者は、日本航空医療学会が主催する「ドクターヘリ講習」課程を修了しているものとする。また、運航管理担当者にあつては、他地域のドクターヘリ運航業務を実施する医療機関等において、CS（コミュニケーション・スペシャリスト）研修を修了していること。
- 3 乙は、ドクターヘリを年間通して間断なく運航することが可能な機数を保有していること。また、同機種の使用が不可能となった場合には、甲が認める異なる機

種を確保し、運航を継続することが可能であること。

- 4 乙は、石川県消防防災ヘリコプターとの連携活動を考慮し、令和 8 年 9 月 30 日時点で全国消防機関・都道府県又は総務省が実施する消防防災ヘリコプターについて、日本国内のいずれかの場所で運航の受託実績があること。
- 5 乙は、ドクターヘリを運航開始に支障なきよう基地病院に配備する。具体的な時期は、甲、乙が協議のうえ、決定するものとする。
- 6 乙は、本業務を安定的に遂行するために必要な点検・整備が行える運航基地を日本国内に有するものとする。
- 7 乙が共同事業体による運航の場合における保有機数については、各航空会社の保有機数の合計により運航が可能であれば差し支えないものとする。
- 8 ドクターヘリは、当該運航会社として国土交通省航空局に事業機登録がなされていること。
- 9 乙は、有効な航空運送事業許可を有し、ヘリコプターによる航空運送事業に 10 年以上の実績を有すること。

第 3 委託期間

- 1 委託期間は、契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、ドクターヘリの運航開始日は令和 9 年 4 月 1 日とする。なお、契約締結から運航開始までに、ドクターヘリ実機を使用した県内の消防機関・医療機関等との訓練を、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて行うものとする。
- 2 医療機器等の搭載検証、医療関係者への安全教育等を行う必要があることから、乙は、甲の準備が整い次第これらを行うこととし、乙はドクターヘリの実機を用意するものとする。

第 4 運航時間

運航時間は、原則として午前 8 時 30 分から日没までとする。ただし、詳細については別に定める石川県ドクターヘリ運航要領（以下「運航要領」という。）の規定によるものとする。

第 5 運航範囲

ドクターヘリの運航範囲は、原則として石川県全域とし、詳細については運航要領の規定によるものとする。ただし、他県の医療機関及び消防機関等からの要請並びに大規模災害時における被災県等からの応援要請に対しては、別途甲、乙及び基地病院の協議のもとで、対応するものとする。なお、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下、「中部ブロック」という。）及び各県基地病院において、「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」を締結してお

り、中部ブロック内における大規模災害時には、この協定に従うものとする。

第6 委託業務の履行場所

1 基地病院ヘリポート及び運航管理室（操縦士・整備士等の待機室を含む）

名称：石川県立中央病院屋上ヘリポート及び運航管理室

住所：石川県金沢市鞍月東2丁目1番地

ただし、天候状況等によっては、甲が整備する下記2の格納庫で待機する場合もあり得る。

2 格納庫（操縦士・整備士等の待機室を含む）

名称：石川県ドクターヘリ格納庫

住所：石川県小松市浮柳町 小松空港内

ただし、乙が令和4年2月2日から令和9年3月31日の期間の石川県ドクターヘリ運航事業者（以下「第1期事業者」という。）と異なる事業者である場合には、乙は、石川県ドクターヘリ格納庫（以下、「格納庫」という。）を第1期事業者と共同で利用するものとし、乙において、格納庫を利用できない事情がある場合には、乙の責任及び負担により運航開始までの期間の駐機等の場所を確保するものとする。

3 給油施設

名称：石川県立中央病院屋上ヘリポート

住所：石川県金沢市鞍月東2丁目1番地

ただし、点検、災害等で使用できない場合には格納庫で給油する場合もあり得る。

第7 委託業務の内容

1 ドクターヘリの運航管理

(1) 乙は、国土交通大臣の認可する運航会社の運航規程に基づき、甲が別途作成する「ドクターヘリ運航要領」等に従い、安全運航を維持しつつ、本業務を忠実に履行するものとする。

(2) 乙は、自己の責任と負担をもってヘリコプター及び付帯設備等を、国土交通大臣の認可する運航会社の整備規程に基づき整備し、良好な状態を維持するものとする。

(3) ドクターヘリの飛行方式は有視界飛行方式とし、有視界気象状態の下において運航するものとする。

(4) 天候不良等の気象条件による出動の可否判断は乙が行う。また、運航途中であっても、天候不良等の不可抗力及びその他乙の責に帰することができない事由による運航継続の可否判断も乙が行い、基地病院、関係機関及び同乗する医師、看護師はその安全指示に従うものとする。

- (5) 乙は、ヘリコプターの運航管理について責任と義務を負うとともに、航空法その他の法令に基づく本業務に必要な監督官庁への申請及び許認可取得等事務について、これを履行するものとする。

2 ドクターヘリの運航業務

- (1) 乙は、基地病院ヘリポートにドクターヘリ 1 機を通年で継続配置し、国土交通省航空局等による有効な免許又は資格を有する第 9 に掲げる者を、通年出勤させ、年間を通じて間断のない救急患者搬送等を行うものとする。ただし、機体の突発的な不具合等により運航が困難となった場合は、乙は代替機の提供を含め、速やかに運航体制を確保するよう最大限努力するものとする。
- (2) ドクターヘリの日常点検、保守点検等の整備作業に必要な部品、資機材並びに航空燃料及び潤滑油等の調達は、乙の責任において確保するものとする。
- (3) ドクターヘリ内の日常的な清掃は乙において行うものとする。ただし、消毒並びに血液及び吐瀉物等の清掃については、基地病院の責任において乙が協力して行うものとする。

3 安全管理業務

- (1) 乙はドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう、運航の安全管理、飛行計画の届出、航空法に基づく各種申請、飛行記録、整備記録等の管理保管、気象及び航空情報の収集及び分析など、運航及び整備に関し必要な安全管理業務を行うものとする。
- (2) 乙は、次に掲げる事項を記載した標準仕様書を常備し、第 9 に定める運航従事者に常に周知すること。
- ① 搭乗医師及び看護師等との連携
 - ② 搭載する無線設備の運用
 - ③ ドクターヘリ及び搭載する資機材の滅菌又は消毒及び保守管理（積載医療機器及び医療用消耗品の点検・補充作業の補助を含む）
- (3) 乙は、ドクターヘリの運航の安全対策に関し、次の体制が確立されているものとする。
- ① 待機業務における人員と器材の適正な配置がなされていること。
 - ② 自社専用無線通信による飛行計画の伝達と飛行状況の常時監視がなされていること。
 - ③ 確度の高い運航予測と飛行可否の判断ができること。
 - ④ 本業務に必要な場外離着陸場（航空法第 79 条但し書き適用）、甲が必要に応じて指示する地域の離着陸場（以下、「ランデブーポイント等」という。）の事前選定とその安全確認ができること。

4 ランデブーポイント等の調査申請等業務

- (1) ランデブーポイント等の確保については、甲、基地病院、乙及び消防機関等

が互いに協力して推進するものとする。

(2) 乙は、石川県消防防災ヘリコプターのランデブーポイント等を調査し、台帳整備並びに必要であれば航空法に基づく申請及び許可取得事務等を行うものとする。

(3) ランデブーポイント等を新たに追加する場合、乙はその調査・申請業務として、消防機関及び自治体等の要請に基づき、新規の候補地を実地に調査し、台帳への追加並びに必要であれば航空法に基づく申請及び許可取得事務等を行うものとする。

(4) 乙は、ランデブーポイント等の現況調査業務として、台帳に登録されているランデブーポイント等について、経年変化等の現況の調査（GPS測位、レーザー測量等の実測）を行うものとする。

5 ドクターヘリの運航連絡調整業務

(1) 乙は、ドクターヘリを安全に運航するため、ランデブーポイント等の運用に関し、消防機関、医療機関等に対して、ドクターヘリの運用手順、注意事項、安全管理等について、連絡調整等を密に行うものとする。

(2) 乙は、石川県消防防災ヘリコプター等との連携活動が円滑にできるよう、ドクターヘリの運用に関する連絡調整等を行うものとする。

(3) 乙は、ドクターヘリ業務に関する会議、打合せ等に参加し、ドクターヘリの運用に関する連絡調整等を行うものとする。

(4) 関係機関との情報共有に努めるとともに、運用許容基準（MEL）に基づく飛行を行った場合は、遅滞なく基地病院に状況を説明し、必要に応じて運航及び整備に関する説明を行うものとする。

(5) 待機時間内において3時間超の運休が発生または見込まれる場合、基地病院及び甲に報告するものとする。

6 ドクターヘリ出動記録簿の作成、整理、保管

7 ドクターヘリ搬送に係る消防機関、医療機関等との訓練等の業務（連絡調整等及び運航手順（運航マニュアル）の作成を含む）

8 ドクターヘリ救急現場等における運用要領等安全対策資料の作成

9 救急現場等における医療スタッフの支援業務

10 乙は第9に定める運航従事者の業務時間中における基地病院ヘリポート及び運航管理室並びに格納庫内の設備・備品の管理を行うものとする。

11 第9に定める運航従事者の業務時間外について

(1) 乙は、ドクターヘリ及び乙が所有する設備・備品を管理するものとする。

(2) 甲は、前項に定める設備・備品の管理を行うものとする。

12 10、11 について各々協力が必要な場合は、甲、基地病院、乙で協議するものとする。

- 13 石川県ドクターヘリの啓発活動への協力
- 14 地元住民の理解を得るために必要な業務
- 15 第6の2但し書きの場合の格納場所の確保及び運用に係る上記1から14までに必要な業務
- 16 上記に掲げるもののほか、石川県ドクターヘリの運航開始までの準備にかかわる業務
- 17 その他ドクターヘリの運航に付随し甲が必要と認める業務

第8 ドクターヘリの基本仕様

- 1 運航に使用するドクターヘリの概要等については、以下に記載する条件を満たす機体であること。

(1) 航空機性能

- ① 概ね全長 13m×全幅 11m 程度で、基地病院ヘリポートに着陸可能なヘリコプターであり、かつ、代替機の入替の際、格納庫に2機同時に収容できる大きさであること。ただし、運航開始までの期間において、乙が第1期事業者と異なる事業者である場合で、かつ、乙が格納庫を第1期事業者と共同利用する場合にあつては、乙の準備するドクターヘリが、第1期事業者のドクターヘリと同時に格納庫に収容することができる大きさであること。
- ② 双発エンジンを搭載したヘリコプターであること。
- ③ 輸送TA級又はTA級に準じた運航（垂直離着陸）が可能であつて、耐空性基準に適合する運航が可能であること。
- ④ 医師、患者等の収容に関し、十分なキャビンスペースがあること。
- ⑤ 収容患者に対して使用する医療機器を搭載できる場所が確保されており、各機器が同時に使用可能であること。
- ⑥ 機内において患者の身体が十分に観測可能で、補助循環器等の搬入及び操作が可能であること。
- ⑦ 一般の患者に加え、妊産婦の収容や、保育器や補助循環器装置等の搬入が容易であること。
- ⑧ 本業務に従事するための十分な航続距離を有すること。
- ⑨ 操縦士、整備士、医師（2名）、看護師、患者、患者家族等の計7名の搭乗が可能であること。
- ⑩ 患者の搬入・搬出が迅速かつ安全に行える機体構造であること。
- ⑪ ヘリコプターの計器類が医療機器からの干渉や影響を受けないよう、修理改造がなされていること。

(2) 機体の装備品等

- ① 天候急変に伴う安全回避策が講じられる航法計器が追加装備されているか、

計器航法が可能な装備がなされていること。

- ② GPS (全地球測位システム) を備えていること。
- ③ エアークンディショナーが装備されていること。
- ④ 搭載用又は機体装備機器用の専用電源接続口が設置されていること。
- ⑤ 冬期の日没後等の運航を考慮し、操縦計器に影響を与えないような客室照明を備えていること。
- ⑥ 冬期の日没後等の運航時における安全向上のために、サーチライト又はセカンドランディングライトを備えていること。
- ⑦ 搭載する人工呼吸器に 2 時間以上 100%酸素等が供給できるシステムを備えていること。
- ⑧ 酸素及び医療ガスアウトレットは次のとおりであること。
 - a メインシステム (機体に固定)
 - b ポータブル酸素 (500 リットル以上のボンベ) の設置場所が確保されていること。
 - c 酸素アウトレットは 3 系統以上
 - d 吸引アウトレットは 2 系統以上 (吸引セットは自由)
- ⑨ 電源は AC 100~115V のアウトレットを最低 2 系統、DC 28V を 1 系統備えていること。
- ⑩ 心電図モニター (呼気ガスに CO₂ モニター、パルスオキシメーター、血圧計の内装型) が設置できること。
- ⑪ 除細動器が設置できること。
- ⑫ 人工呼吸器 (ポータブル) が設置できること。
- ⑬ シリンジポンプ又は点滴ポンプが設置できること。
- ⑭ 点滴用フックは 4 箇所以上あること。
- ⑮ 保育器の固定が配慮されていること。
- ⑯ 機内に基本装備されるストレッチャー 1 台の仕様は、救急現場等での地上支援 (消防機関等) 及び基地病院等ヘリポート着陸後の患者移送動線等を十分に勘案し、最少要員をもって取扱が可能なロールインストレッチャー (収縮脚型・車輪付き) であること。
- ⑰ 医療業務用無線機及び消防・救急用無線搭載の装備ができること。
- ⑱ 積雪地への離発着を勘案しスノーシュー (かんじき) が装着可能であること。

2 予備部品

乙は、本業務に必要な予備部品等を準備し、本業務に支障のないよう補給体制を維持するものとする。また、乙は消耗した予備部品を遅滞なく補充するものとし、その費用は委託料に含まれるものとする。

3 本業務に使用する機種 (以下「当該機種」という。) は、国内において本業務と

同類の運航実績があり、同 1 項に掲げる仕様を満たしていると甲が認めた機種とする。

- 4 専用機の定期点検や不具合時等への対応として本業務に使用するヘリコプター（代替機）は、国内において本業務と同類の運航実績があり、同 1 項に掲げる基本仕様に同等又はそれに準じていると甲が認めた機種とする。
- 5 専用機及び代替機は、日本における航空機登録済みの機体であること。
- 6 医療機器の装着及び搭載や、医療行為を可能とするためにドクターヘリの改修が必要となった場合には、甲、乙協議のうえ改修するものとする。

第 9 運航従事者

- 1 乙は、ドクターヘリを運航するために次の各号に掲げる必要な要件を満たす者（以下「運航従事者」という。）を、通年配置するものとする。

なお、運航にあたっては、操縦士 1 名及び整備士 1 名が搭乗すること。

- (1) 操縦士（機長） 1 名以上
- (2) 整備士 1 名以上
- (3) 運航管理担当者 1 名以上

- 2 運航従事者は、心身ともに健康で、業務遂行のために必要な資質を備えている者で、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 操縦士（機長）

- ① 1,000 時間以上の機長時間（このうち、500 時間以上はヘリコプター機長時間であること）
- ② 500 時間以上の実施する運航と類似した運航環境（※）における飛行時間（※）「類似した運航環境」とは、海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境を指す。
- ③ 当該型式機による以下の飛行時間
 - a 当該操縦士がドクターヘリの機長として 30 回以上の出動の経験を有する場合は、30 時間以上の飛行時間
 - b a 以外の場合は、50 時間以上の飛行時間

(2) 整備士

- ① 二等航空整備士以上の技能証明を有し、当該機種の限定資格を有する者
- ② 有資格整備士として、5 年以上の整備実務経験及び当該機種又は同等機種以上の航空機について 3 年以上の整備実務経験を有する者

(3) 運航管理担当者

- ① 航空機、航空保安施設、無線通信及び気象に関する知識と技能を有し、消防機関、操縦士、医療関係者等との通信を行うことができる者
- ② 運航管理担当者として 2 年以上の実務経験を有する者又は、同等の知識と技

能を有すると認められる者

- 3 第 1 項の配置人員は、原則として日本航空医療学会等が開催するドクターヘリ講習会を修了していること。
- 4 乙は、運航従事者の選任に際して各運航従事者の業務経歴等を勘案し、第 7 に規定する本業務を安全に遂行するために必要な技量を有するものを選任することとし、選任した者の氏名、資格及び業務経歴等をあらかじめ甲に通知するものとする。
- 5 甲は、運航従事者として不適当であると認めたときは、乙に対してその変更を求めることができるものとする。また、乙は、運航従事者を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

第 10 業務実施に必要な設備、機器等

- 1 本業務の実施に必要な設備、機器等の整備及び維持管理等にあたり、甲と乙の役割及び経費負担は以下のとおりとする。なお、以下に掲げる項目以外に疑義が生じた場合は、甲と乙で協議することとする。

(1) 甲の負担分

- ① 基地病院ヘリポートの確保、設備と維持管理
- ② 基地病院における航空燃料の危険物野外貯蔵所・取扱所の設置及び維持管理
- ③ 小松空港内における格納庫（操縦士・整備士等の待機室及び駐車場を含む）の確保、設置、並びに電話、インターネット等通信線の配線
- ④ 基地病院における運航管理室及び搭乗医師・看護師の待機室の確保、設置、維持管理（光熱水費を含む。）並びに電話、インターネット等通信線の配線
- ⑤ 運航管理室への医療用業務無線機、消防・救急用無線、無線用アンテナ、架台の設置・維持管理及び通信線の配線
- ⑥ 運航従事者及び搭乗医師・看護師等の緊急連絡（運航要請等）方法の確保（PHS、簡易無線機等）
- ⑦ ドクターヘリに搭載する医療機器・機材、医療用消耗品等の調達、補填及び維持管理
- ⑧ その他甲の負担が適当と認められる事項

(2) 乙の負担分

- ① 運航管理室への航空無線機（無線アンテナ含む）、気象情報用端末等の配備
- ② ドクターヘリ搭載用の医療業務用無線機及び消防・救急用無線機の設置に必要な架台、無線用のアンテナ及び通信線の整備
- ③ 基地病院勤務時における運航従事者の駐車場の確保
- ④ 運航管理室用パーソナルコンピューター、コピー機、電話機（固定、携帯）、ファクシミリ（電話機加入権、工事費及び通信費含む。）等のOA機器の調達・

- ## 第 1.1 航空保險等

また、乙の業務遂行上、第三者及び乗客（搭乗者）に損害を生じさせた場合であつて、航空保険等の対象とならない場合については、乙は、誠実に当該損害を賠償しなければならない。

以下の航空保険以外に付保を必要とする場合は、甲と乙の協議のうえ行うものとする。

ただし、搭乗医師及び搭乗看護師については死亡保険１億円以上付保

第 12 運輸調整委員会事務局補佐担当者

- 10

第 1 3 安全・運航管理体制

- 1 乙は、患者搬送の安全対策に関する組織又は担当部署を有し、運航従事者に対して適切な安全教育又は研修を継続的に、第 7 の 3 に規定する安全管理業務を実施するものとする。
- 2 乙は、ドクターヘリの運航に関し、石川県ドクターヘリ安全運航のための取組に定めるインシデント・アクシデントが発生した場合は、速やかに日本航空医療学会が運営するインシデントデータベース（JSAS-I）に登録すること。

第 1 4 その他

- 1 契約期間内に本業務を行う上で必要な訓練等にかかる経費についても本業務に含めること。
- 2 この仕様書に定めのない事項のうち、本業務に必要な事項については、その都度甲と乙が協議のうえ、別に定める。また、基地病院および関係機関との調整を要する事項については、甲が調整のうえ定める。

第 1 5 疑義

乙は、本業務の実施にあたり本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議のうえ、これを解決するものとする。